

# 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2022年12月19日(月)

## 今週のことば

### 福島国際研究教育機構

東日本大震災・原発事故からの創造的復興を目指し、研究開発や人材育成を行う拠点として福島県の浪江町に来年4月設立。ロボットやエネルギー等の研究開発を実施。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/19(月) 赤口

20(火) 先勝

21(水) 友引

22(木) 先負 冬至、ゆず湯

23(金) 赤口 旧暦12月1日、上皇さま89歳の誕生日

24(土) 先勝 クリスマスイブ

25(日) 友引 クリスマス、競馬・有馬記念

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/12(月)	27,842 ▼59	136.68 ▼0.34
13(火)	27,955 △113	137.40 ▼0.72
14(水)	28,156 △201	135.46 △1.94
15(木)	28,052 ▼104	135.85 ▼0.39
16(金)	27,527 ▼525	137.22 ▼1.37

## 令和5年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎NISAの拡充・恒久化……令和6年から、現行のNISA制度を一本化し、一定の投資信託等を投資対象とした「つみたて投資枠」と、上場株式等にも投資できる「成長投資枠」を設けた新制度とする。同時に、非課税保有期間を無期限化し、制度を恒久的な措置とします。年間投資上限額は360万円(つみたて投資枠120万円+成長投資枠240万円)、生涯にわたる非課税限度額は1800万円(うち成長投資枠は1200万円まで)となります。

◎相続時精算課税の見直し……同制度の選択後は贈与の都度申告が必要ですが、令和6年から基礎控除を創設し110万円以下の贈与は申告不要とします。

◎暦年課税における生前贈与加算の期間延長……現行、相続開始前3年以内に被相続人から受けた贈与は相続財産に加算しますが、加算期間を相続開始前「7年以内」に延長します。令和6年以後の贈与で取得した財産に係る相続税に適用されるため、令和9年以後の相続から3年超の加算期間となります。

◎防衛力強化に係る財源確保のための措置(所得税・たばこ税の部分)……わが国の防衛力強化のため、法人税、所得税、たばこ税について税制措置が講じられます。所得税では、所得税額に対して税率1%の新たな付加税を課すとともに、復興特別所得税の税率を1%引下げて課税期間を延長します。また、たばこ税は1本あたり3円の引上げを段階的に行います。施行時期は未定です(令和6年以降)。

◎その他……\*スタートアップ支援税制の創設、\*極めて高い水準の所得に対する負担の適正化、\*教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の延長、など。

■この記事の詳細は、情報BOX201549

## 令和3年分の相続税の課税割合は9.3%

相続税は、亡くなった被相続人から相続等により取得した財産の課税価格(債務等を控除し、相続前3年以内の贈与等を加算)が基礎控除額「3千万円+600万円×法定相続人数」を超える場合に課税され、相続人は相続の開始を知った日の翌日から10ヵ月以内に申告する必要があります。

国税庁が公表した「令和3年分 相続税の申告実績」によると、令和3年分の被相続人143万9856人(前年比4.9%増)のうち、相続税の課税対象は13万4275人(同11.6%増)で、課税割合は9.3%(同0.6ポイント増)となりました。なお、課税対象となった被相続人1人当たりの課税価格は1億3835万円、税額は1819万円でした。

## 給与所得者でも確定申告が必要となる方は

令和4年分の所得税の確定申告期間は、令和5年2月16日~3月15日です。年末調整により大部分の給与所得者は確定申告の必要はありませんが、\*給与収入が2千万円超の方、\*給与所得や退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告をしなければなりません。

また、確定申告が不要な方でも、年末調整では適用できない医療費控除や雑損控除、寄附金控除などは還付申告をすることで控除を受けられます(還付申告書は1月から提出できます)。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和5年度与党税制改正大綱の概要（主な個人関連）

## ◆NISA 制度の抜本的拡充・恒久化

令和6年から、現行の一般NISA及びつみたてNISAを一本化し、非課税保有期間を無期限化、年間投資上限額を拡充した新制度とするともに、制度を恒久的な措置とします。

新制度の年間投資上限額は、一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の「つみたて投資枠」が120万円、上場株式等への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」が240万円です。併用が可能なため、合計360万円が年間投資上限額となります。

また、年間投資上限額とは別に、生涯利用できる非課税限度額（取得価額の合計で判定）を1,800万円（うち「成長投資枠」は1,200万円まで）とします。

現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付が終了しますが、非課税口座内にある投資商品は、新制度における非課税限度額の外枠で、現行の取扱いが継続されます。

※令和2年度税制改正において、令和6年から一般NISAを2階建ての新制度に変更する改正が行われましたが、今回の改正により実施されません。

## ◆相続時精算課税制度の見直し

①相続時精算課税に暦年課税と同水準の基礎控除（110万円）を創設し、特定贈与者からの贈与が年間110万円以下の場合には申告が不要となります。また、特定贈与者が死亡した場合に相続税の課税価格に加算される贈与財産の価額は、110万円を控除した後の残額となります。

②特定贈与者から贈与により取得した土地又は建物が災害により一定の被害を受けた場合、特定贈与者に係る相続税の課税価格に加算する当該土地又は建物価額は、被害額を控除した価額とします。※上記は令和6年以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

## ◆生前贈与加算の加算期間の見直し

現行、相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得している場合は、相続税の課税価格に加算されますが、加算期間を相続開始前「7年以内」に延長します。また、延長した期間（3年超7年以内）において取得した贈与財産は、当該財産の価額の合計額から100万円を控除して相続税の課税価格に加算します。

令和6年以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用します。

## ◆防衛力強化に係る財源確保のための措置（所得税・たばこ税の措置）

わが国の防衛力の抜本的な強化を行う財源を確保するため、法人税、所得税及びたばこ税について税制措置を講じて、令和6年以降の適切な時期（未定）に施行します。

所得税については、所得税額に対し当分の間、税率1%の新たな付加税を課します。家計に配慮し、復興特別所得税率を1%引下げますが、復興財源を確実に確保するため課税期間を延長します。

たばこ税については、1本あたり3円の引上げを段階的に実施します。

## ◆極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

令和7年分以後、その年分の基準所得金額（申告不要制度を適用しないで計算した各種所得の合計所得金額）から3億3千万円を控除し、22.5%を乗じた金額が基準所得税額（基準所得金額に係る所得税額）を超える場合は、その超える金額に相当する所得税を課す措置を講じます。

## ◆教育資金及び結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長等

教育資金に係る非課税措置は以下の見直しを行い、適用期限を3年延長します。また、結婚・子育て資金に係る非課税措置は②と同様の見直しを行い、適用期限を2年延長します。

①教育資金管理契約の終了までに贈与者が死亡した場合において、当該贈与者に係る相続税の課税価格が5億円を超えるときは、一定の受贈者（23歳未満である場合や学校等に在学している場合など）であっても、教育資金として使われなかった残額は相続等により取得したものとみなします。

②受贈者が30歳に達するなど契約が終了した場合において、教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となりますが、受贈者の年齢に関係なく一般税率が適用されます。

※上記は令和5年4月以後に取得する信託受益権等に係る相続税又は贈与税について適用します。

## ◆相続した空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の延長等

以下の措置を講じた上で、適用期限を4年延長（令和9年まで）します。

①相続又は遺贈により取得した被相続人の居住用家屋等について、譲渡後の一定期間内に耐震改修が行われる場合や除却等が行われる場合も適用対象とします。

②相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及びその敷地等の取得をした相続人が3人以上である場合における特別控除額を2,000万円とします。

※令和6年以後に行う被相続人居住用家屋等の譲渡について適用します。